

各田辺市指定介護職員等処遇改善加算

算定対象サービス事業所運営事業者 様

田辺市保健福祉部長

(公印省略)

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に係る届出について (通知)

このことについて、介護職員等処遇改善加算 (以下「処遇改善加算」という。) を算定する場合 (前年度から継続して算定する場合を含む) は、下記期日までに各指定権者へ届出を行う必要があります。

つきましては、田辺市 HP をご確認ください、届出に際し遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 提出期限

令和 8 年 4 ・ 5 月分を算定する事業者	<u>令和 8 年 4 月 1 5 日 (水)</u> ※同一法人内での令和 8 年 6 月分から処遇改善加算が新設されるサービス (居宅介護支援、介護予防支援) に係る処遇改善計画もあわせて提出
令和 8 年 4 ・ 5 月分は算定せず 6 月以降に新規算定する事業者	<u>令和 8 年 6 月 1 5 日 (月)</u>

2. 提出先

サービス区分	事業所の所在地	提出先
○地域密着型サービス ○地域密着型介護予防サービス ○介護予防・日常生活支援総合事業 ○ <b>居宅介護支援・介護予防支援</b>	田辺圏域 (田辺市・白浜町・上富田町・みなべ町・すさみ町)	田辺市やすらぎ対策課指導係 (田辺圏域外で指定を受けている事業所については指定先市町村にも提出)

3. 提出書類 (様式は田辺市 HP に掲載しています)

- a. 処遇改善計画書
- b. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (※)
- c. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (※)

※新たに加算を算定する場合または加算区分に変更がある場合のみ

※令和 8 年 6 月の介護報酬改定に伴い、加算の区分が変更となる事業所や加算が新設されるサービス (居宅介護支援等) の届出書の提出については、新様式が国より発出され次第、別途通知いたします。

#### 4. 提出方法

##### ① 電子申請届出システム (G ビズ ID のアカウントが必要です)

【URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- ・「申請届出メニュー」は、「5. 加算に関する届出」を選択し提出してください。
- ・Excel のファイル名は法人名に変更してください。(例) 株式会社〇〇.xlsx

※原則①での提出をお願いします。電子メールによる提出はご遠慮ください。

G ビズ ID の取得に時間を要するなど、やむを得ない場合は②の提出も可能ですが、電子申請・届出システムの積極的な利用をお願いします。

##### ② 郵送・持参

- ・2部提出してください。
- ・郵送の場合は4月15日消印有効です

#### 5. 提出に係る留意事項

- ・指定権者が異なる複数の介護サービス事業所等を計画の対象とした場合は、それぞれの指定権者に書類を提出する必要があります。
- ・介護サービス事業所等を複数運営する事業者は、3の提出書類 b. および c. についてサービスごとに別々に作成してください。  
ただし、同一事業所において一体的に運営されている地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービス（介護保険番号が同一の場合）については、一括して作成することができます。
- ・令和7年度に処遇改善加算等を算定している事業者が、令和8年度に加算の算定を行わない場合は、3の提出書類 b. および c. を速やかに提出してください。

#### 6. その他

- ・各提出書類を作成するにあたっては、HPに掲載している「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老発 0313 第6号令和8年3月13日通知)を必ずご確認の上、各種提出書類の作成をお願いします。
- ・各種様式・資料は下記ホームページにて掲載し、随時更新しています。

田辺市やすらぎ対策課 HP

(<https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/hokenfukushi/4/4/2/984.html>)

(ページ ID 984)

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号  
田辺市やすらぎ対策課指導係  
電話 0739-33-7033